

広島電鉄株式会社定款

(2022年6月29日改正)

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、広島電鉄株式会社と称し、英文では Hiroshima Electric Railway Co.,Ltd.と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄道、軌道、索道、自動車、船舶、航空機等による運送事業
2. 土地建物の売買、賃貸、管理、あつ旋および土木建築工事業
3. 電気、通信工事業および電気機器、鋼材加工による構造物の修理、製造、販売
4. 文化厚生娯楽施設、旅館、ホテル、食堂、売店、スーパー・ストアの経営および百貨店業
5. 航空運送会社の代理業
6. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
7. 生命保険の募集に関する業務
8. 旅行業および広告業
9. 自動車整備事業、自動車・自動車部品の販売および駐車場の経営
10. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
11. コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、設計、開発、販売および保守業務
12. 経営、財務、経理、人事および総務に関するコンサルティングおよび事務代行業務
13. 労働者派遣業
14. 総合リース業および金融業
15. 印刷および製本の業務
16. 警備業
17. 防犯、防災および安全に関する設備機器システムの販売およびリース
18. 電話通信回線利用加入者の募集およびその利用権販売促進に関する代理店業
19. 電話回線を利用した通信機器のリース、販売および取付け工事
20. 保育施設および放課後児童クラブ施設の運営
21. 介護保険法に基づく介護サービス事業
22. 都市再開発、商店街活性化等街づくりに関する調査および企画
23. 太陽光等の再生エネルギーによる発電および売買事業
24. 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を広島市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、広島市において発行する中国新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式の権利制限)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時の基準日を定めることができる。

第12条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第13条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱手続き、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第14条 (総会の招集)

定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

第15条 (招集地)

当会社の株主総会は、広島市で開催する。

第16条 (総会の招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

第21条 (取締役の選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故がある場合は取締役社長、取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 (取締役会の決議方法等)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条 (社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第29条 (相談役および顧問)

取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

第30条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第31条 (監査役の選任方法)

- 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
 4. 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条 (監査役の任期)

- 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
 3. 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 (監査役会の招集通知)

- 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条 (社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第38条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条 (剰余金の配当)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項のほか、当会社は、株主総会の決議によって基準日を定め、最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

第40条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第41条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

1. 変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。